

○移転雑費算定要領（平成30年3月8日土地・建設産業局総務課長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改 正	現 行																																																																																										
<p>（第1条から第3条まで 略）</p> <p>別表第1 移転先等選定補償日数表 （表 略）</p> <p>注（1）種別欄の二以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。 ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。</p> <p>（2）工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。</p> <p>（3）建設予定地については、建設を予定している建物の用途及び移転工法等を考慮の上、この表に準じて算定するものとする。</p> <p>（4）区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。</p> <p>（5）（ ）の日数は、仮住居を必要とする場合に適用するものとする。</p> <p>（6）立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。</p> <p><u>（7）配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。</u></p> <p>別表第2 就業不能補償日数内訳表 1 建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="6">移 転 先 選 定</th> <th colspan="4">動 産 整 理</th> <th colspan="4">住 法 令 上 の 手 続</th> </tr> <tr> <th colspan="2">移 転</th> <th colspan="2">先 選 定</th> <th colspan="2">住 居</th> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">移</th> <th colspan="2">住 法 令 上 の 手 続</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>現住居</th> <th>仮住居</th> <th>新住居</th> <th>計</th> <th>仮住居</th> <th>新住居</th> <th>計</th> <th>土地、建物 の登記及び 建築確認等</th> <th>住居変更届</th> <th>計</th> </tr> </table>	種別	移 転 先 選 定						動 産 整 理				住 法 令 上 の 手 続				移 転		先 選 定		住 居		計		移		住 法 令 上 の 手 続		計		自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	現住居	仮住居	新住居	計	仮住居	新住居	計	土地、建物 の登記及び 建築確認等	住居変更届	計	<p>（第1条から第3条まで 略）</p> <p>別表第1 移転先等選定補償日数表 （表 略）</p> <p>注（1）種別欄の二以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。 ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。</p> <p>（2）工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。</p> <p>（3）建設予定地については、建設を予定している建物の用途及び移転工法等を考慮の上、この表に準じて算定するものとする。</p> <p>（4）区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。</p> <p>（5）（ ）の日数は、仮住居を必要とする場合に適用するものとする。</p> <p>（6）立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>別表第2 就業不能補償日数内訳表 1 建物等の所有者及び借家人の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="6">移 転 先 選 定</th> <th colspan="4">動 産 整 理</th> <th colspan="4">住 法 令 上 の 手 続</th> </tr> <tr> <th colspan="2">移 転</th> <th colspan="2">先 選 定</th> <th colspan="2">住 居</th> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">移</th> <th colspan="2">住 法 令 上 の 手 続</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>自己 選定</th> <th>業者 選定</th> <th>現住居</th> <th>仮住居</th> <th>新住居</th> <th>計</th> <th>仮住居</th> <th>新住居</th> <th>計</th> <th>土地、建物 の登記及び 建築確認等</th> <th>住居変更届</th> <th>計</th> </tr> </table>	種別	移 転 先 選 定						動 産 整 理				住 法 令 上 の 手 続				移 転		先 選 定		住 居		計		移		住 法 令 上 の 手 続		計		自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	現住居	仮住居	新住居	計	仮住居	新住居	計	土地、建物 の登記及び 建築確認等	住居変更届	計
種別		移 転 先 選 定						動 産 整 理				住 法 令 上 の 手 続																																																																															
		移 転		先 選 定		住 居		計		移		住 法 令 上 の 手 続		計																																																																													
	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	現住居	仮住居	新住居	計	仮住居	新住居	計	土地、建物 の登記及び 建築確認等	住居変更届	計																																																																											
種別	移 転 先 選 定						動 産 整 理				住 法 令 上 の 手 続																																																																																
	移 転		先 選 定		住 居		計		移		住 法 令 上 の 手 続		計																																																																														
	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	自己 選定	業者 選定	現住居	仮住居	新住居	計	仮住居	新住居	計	土地、建物 の登記及び 建築確認等	住居変更届	計																																																																											

(以下表及び※ 略)

2 農地及び資材置場等を必要とする者の場合

種別	事項		移 転 先 選 定		法 令 上 の 手 続					計
	移 転 先		計		農 地 法 第 3 条 許 可 申 請					
	自己選定	業者選定	自己選定	業者選定	許可申請書等作成	土地登記簿謄本・証明書等申請	事前協議許可申請	現地調査立会等	その他	

(以下表 略)

- 注 (1) 種別欄の二以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。
- (2) 工場、倉庫、店舗、事務所等についてはこの表に準じて算定するものとする。
- (3) 区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。
- (4) 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
- (5) 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。

(以下表及び※ 略)

2 農地及び資材置場等を必要とする者の場合

種別	事項		移 転 先 選 定		法 令 上 の 手 続 き					計
	移 転 先		計		農 地 法 第 3 条 許 可 申 請					
	自己選定	業者選定	自己選定	業者選定	許可申請書等作成	土地登記簿謄本・証明書等申請	事前協議許可申請	現地調査立会等	その他	

(以下表 略)

- 注 (1) 種別欄の二以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。
- (2) 工場、倉庫、店舗、事務所等についてはこの表に準じて算定するものとする。
- (3) 区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。
- (4) 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
- (新設)

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

移転雑費補償金算定書

(1. +2. +3. +4. +5.)

¥.一

整理番号	住所	氏名
------	----	----

1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用(A又はB+C、D又はE)

建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合	① 交通費及び日当		補償日数表の種別		② 補償日数	補償額(A)			
	()					①×② ()			
宅地建物取引業者に委託する場合	① ()		補償日数表の種別		②	/			
	仮住居の選定	標準家賃1㎡当り	仮住居所要面積		補償月数		補償額(B)		
		③	円	④	㎡	⑤	月	③×④×⑤ ()	
	移転先地の選定	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(C)
		㎡			5/100		⑥	①×②	⑥+(①×②) ()
				4/100					
借家人の場合	標準家賃1㎡当り	建物使用面積		補償月数	交通費日当		補償額(D)		
	⑦	㎡	⑧	⑨	⑩	⑪	⑦×⑧×⑨+(⑩×⑪) ()		
	権利設定対価(権利金等一時金)	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(E)			
⑩			5/100		⑪	①×②	⑩+(①×②) ()		
			4/100						
			3/100						

2. 法令上の手続に要する費用(F+G+H+I+J)

建築等の確認に要する費用	建築種別	床面積の合計		移転工法	補償額(F)	
		㎡				
	①建築物確認申請手数料	②建築物確認申請手続業務報酬額		③設計、工事監理等業務報酬額	①+②+③ ()	
建物登記に関する費用	①滅失登記申請に要する費用	()	内訳	②表示登記申請に要する費用	()	内訳
	③表示変更登記に要する費用	()	内訳	④保存登記に要する費用	()	内訳
	補償額(G)					①+②+③+④

(以下 様式第1号 略)

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

移転雑費補償金算定書

(1. +2. +3. +4. +5.)

¥.一

整理番号	住所	氏名
------	----	----

1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用(A又はB+C、D又はE)

建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合	① 交通費及び日当		補償日数表の種別		② 補償日数	補償額(A)			
	()					①×② ()			
宅地建物取引業者に委託する場合	① ()		補償日数表の種別		②	/			
	仮住居の選定	標準家賃1㎡当り	仮住居所要面積		補償月数		補償額(B)		
		③	円	④	㎡	⑤	月	③×④×⑤ ()	
	移転先地の選定	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(C)
		㎡			5/100		⑥	①×②	⑥+(①×②) ()
				4/100					
借家人の場合	標準家賃1㎡当り	建物使用面積		補償月数	交通費日当		補償額(D)		
	⑦	㎡	⑧	⑨	⑩	⑪	⑦×⑧×⑨+(⑩×⑪) ()		
	権利設定対価(権利金等一時金)	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(E)			
⑩			5/100		⑪	①×②	⑩+(①×②) ()		
			4/100						
			3/100						

2. 法令上の手続に要する費用(F+G+H+I+J)

建築等の確認に要する費用	建築種別	床面積の合計		移転工法	補償額(F)	
		㎡				
	①建築物確認申請手数料	②建築物確認申請手続業務報酬額		③設計、工事監理等業務報酬額	①+②+③ ()	
建物登記に関する費用	①滅失登記申請に要する費用	()	内訳	②表示登記申請に要する費用	()	内訳
	③表示変更登記に要する費用	()	内訳	④保存登記に要する費用	()	内訳
	補償額(G)					①+②+③+④

(以下 様式第1号 略)